令和８年 12 月 20 日執行

十和田市議会議員一般選挙

公 費 負 担 の 手 引

十和田市選挙管理委員会

この手引は、候補者の選挙運動費用の一部を「十和田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により、間違いのないように手続きをしてください。

注１　この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができません。

注２　費用の請求は、選挙終了後、速やかにお願いします。

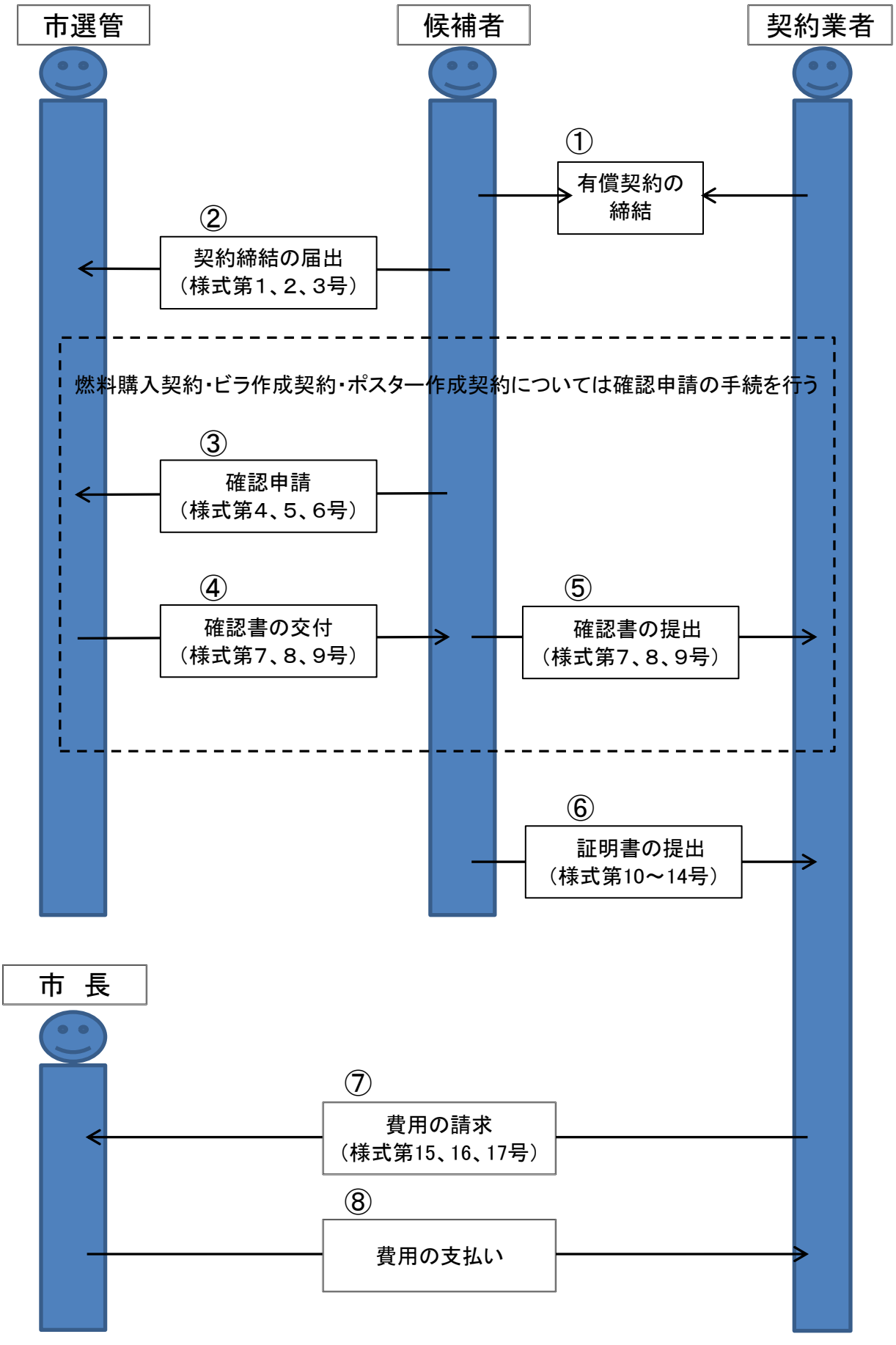
1　公費負担の対象と限度額

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">公費負担の対象</th><th colspan="2">公費負担の限度額</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">(a)
選挙運動用自動車</td><td colspan="2">ⅰ　一般運送契約（ハイヤー等）
選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）</td><td colspan="2">各日について64,500円</td><td rowspan="4">ⅰの契約とⅱの契約は選択</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ⅱ
その他の契約</td><td>ア　自動車借入れ契約（レンタル）
選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）</td><td>各日について16,100円</td><td rowspan="3">① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

② 選挙運動期間中でⅰ（一般運送契約）を選択した日はⅱ（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。</td></tr>
<tr><td>イ　燃料供給の契約
選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）</td><td>7,700円×選挙運動の日数</td></tr>
<tr><td>ウ　運転手雇用の契約
選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計（同一の日については1台に限る）</td><td>各日について12,500円</td></tr>
<tr><td>(b)
ビラの作成</td><td colspan="2">作成単価（上限8.38円）に作成枚数（上限4,000枚）を乗じた金額</td><td colspan="3">限度額　＝　8.38円　×　4,000枚　＝　33,520円</td></tr>
<tr><td>(b)
ポスターの作成</td><td colspan="2">作成単価に作成枚数（ポスター掲示場数）乗じた金額</td><td colspan="3">単価　＝$\dfrac{316{,}250円＋586円88銭×318（ポスター掲示場数）}{318（ポスター掲示場数）}$
＝　1,582円（1円未満の端数は1円とする。税込）

限度額　＝　1,582　×　318　＝　503,076円</td></tr>
</table>

２　公費負担手続き図


市選管
候補者
契約業者
①
有償契約の
締結
②
契約締結の届出
（様式第1、2、3号）
燃料購入契約・ビラ作成契約・ポスター作成契約については確認申請の手続を行う
③
確認申請
（様式第4、5、6号）
④
確認書の交付
（様式第7、8、9号）
⑤
確認書の提出
（様式第7、8、9号）
⑥
証明書の提出
（様式第10～14号）
市　長
⑦
費用の請求
（様式第15、16、17号）
⑧
費用の支払い

3　公費負担手続について

この制度は、十和田市の議会の議員又は長の選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」又は「選挙運動用ポスターの作成」の有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、十和田市が各契約業者に直接その費用の支払いをするものです。

以下各手続について説明します。

⑴　契約締結の届出

①　この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。

⒜　選挙運動用自動車の使用　――――　様式第１号（自動車）

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤー等の借上契約をいいます。

「その他の契約」とは、（ア）自動車の借入れ、（イ）燃料の購入、（ウ）運転手雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行っている場合に限ります。

いずれの場合も契約ごとに締結の届出が必要になります。

⒝　ビラの作成　――――――　様式第２号（ビラ）

契約ごとに締結の届出が必要になります。

⒞　ポスターの作成　――――――　様式第３号（ポスター）

契約ごとに締結の届出が必要になります。

②　契約書等の「写」添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

契約の内容は契約書写として、各契約の届出書に添付してください。なお、契約書の内容としては契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価（税込）、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

契約書の見本を添付しましたので、参考にしてください。

③　届出の時期

立候補の届出前に契約を締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに、届け出てください。

⑵　確認申請

①　「自動車燃料代金」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

⒜　自動車燃料代金　――――――　様式第４号（燃料）

自動車の使用に関するもののうち、燃料の購入については確認申請が必要です。

なお、記載方法ついては、様式の備考を参考にしてください。

⒝　ビラの作成枚数　――――　様式第５号（ビラ）

記載方法ついては、様式の備考を参考にしてください。

(c) ポスターの作成枚数 ―――――― 様式第６号（ポスター）

記載方法ついては、様式の備考を参考にしてください。

② 申請書提出

申請されますと確認書を交付しますので、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。

なお、この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。又、契約の相手（契約業者等）ごとに申請書を作成してください。

③ この申請は、契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書にはすでに確認を受けた（又は確認申請中の）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請書の控え又は写しを保管してください。

④ 確認書の交付 ―――――――― 様式第７号・第８号・第９号

選管の確認後に確認書を交付しますので、この確認書を速やかに契約の相手方に渡してください。

⑶ 証明書の交付

候補者が、自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各一部を交付しなければなりません。

① 選挙運動用自動車の使用

(a) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約）

―――――― 様式第 10 号（自動車）

(b) その他の契約

ア 自動車の借入れ ―――――― 様式第 10 号（自動車）

イ 燃料の購入 ―――――― 様式第 11 号（燃料）

ウ 運転手の雇用 ―――――― 様式第 12 号（運転手）

② ビラの作成 ―――――― 様式第 13 号（ビラ）

③ ポスターの作成 ―――――― 様式第 14 号（ポスター）

④ 証明書作成の要領

上記証明書は、契約ごとに作成してください。

記載内容については、各様式の備考記載事項を参照してください。

⑤ 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が十和田市に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

⑷ 費用の請求

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認のうえ、下記により請求書を作成し提出してください。

※供託金が没収された場合は、請求できません。

① 様式

⒜ 選挙運動用自動車の使用　　様式第 15 号（自動車）

内訳書　ア　一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約（ハイヤー等）

様式第 15 号その１（自動車）

イ　その他の契約（レンタル等）

・　自動車の借入れ　　様式第 15 号その２⑴（自動車の借入れ）

・　燃料代　　様式第 15 号その２⑵（燃料代）

・　運転手　　様式第 15 号その２⑶（運転手）

⒝ ビラの作成　　様式第 16 号（ビラ）

内訳書　　様式第 16 号別紙（ビラ）

⒞ ポスターの作成　　様式第 17 号（ポスター）

内訳書　　様式第 17 号別紙（ポスター）

② 請求書の作成等

上記区分に従い、契約ごとに一部作成してください。

なお、作成要領は各様式備考を参照してください。

③ 添付書類

請求書に添付する書類は以下のとおりです。

⒜ 選挙運動用自動車の使用

ア　一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約

自動車使用証明書（自動車）…様式第 10 号（第 4 条関係）

イ　その他の契約（レンタル等）

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ビラ作成、ポスター作成のみ）、給油伝票（燃料代のみ）、証明書を添付しなければなりません。

なお、支払いは口座振替により行いますので、契約業者等が十和田市に債権者登録をしていない場合には、債権者登録申請書を契約業者等に交付願います。

④ 費用の請求は、選挙終了後、速やかにお願いします。